経済建設常任委員会報告

今期９月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は13件であります。その主な審議の経過と結果は、次のとおり。

議案第82号　平成25年度阿蘇市一般会計補正予算について

建設課所管分

問　五本松の道路が完成して広くなり、安心して通れるようになったが、先月二日の大雨で水が道路に流れてきて、車も通れなかったとのことである。東京応化やオムロン地域一帯の水の流れについて、対応策を検討すべきではないか。

答　確認をして、対応できるものについては対応していきたいと思います。しかし、水の流れを新たに変えますと下流域に影響を与えますので、慎重に計画させていただきたい。

意見　五本松の道路が今、通行止めになっているが、何で復旧しないのか。

答　橋の下にある道路底が洗掘されたので通行止めにしていますが、施工発注の予定です。

農政課所管分

問　農業振興費に組まれている報酬５万５千円の『人・農地プラン策定検討委員』について、何名選定するのか。そのうち女性は何名になるのか。

答　人数については10名を予定しており、その内、女性は３名を予定しています。

問　担い手育成はなかなか順調に進まないと思うが、現在のところ、どのような方向に進んでいるのか。

答　阿蘇市には集落営農が60組織程度ありますが、組織範囲が小さく、集積するには難しいところがあります。今阿蘇市で考えているのは、旧学校校区の10ヶ所でプラン作成したいと思っています。

問　国の施策の関係で担い手集積を取組むことは必要だが、中山間地区等の維持管理を見ると、零細農家や兼業農家も必要と思う。そこで、阿蘇市独自で兼業農家の育成政策を打ち出すことはできないか。

答　人・農地プランを作らないといろんな補助が受けられません。10ヶ所に分けて進めていく事にしており、面積集積は20haから30haという要件があることから、どうしても集落営農単位では非常に難しい部分があります。広い範囲の中で担い手を作り、進めていく事が基本となります。確かに兼業農家も農業を支える大切な部分でありますが、兼業農家を維持させるには別の仕事場を設けないと兼業農家はできません。今の段階で兼業農家を育成するということは、農業政策としては、打ち出しづらいと思っています。

観光まちづくり課所管分

問　商工振興費の『地域資源を活かした特産品の研究・調査・開発業務委託料３６５万４千円』と『地域資源を利用した新商品開発業務委託料６２７万１千円』は、どこが受けているのか。また、どのようなものか。

答　３６５万４千円分については岡本酒店さんです。６２７万１千円の分は阿部牧場さんです。これは企業支援型地域雇用創造事業という県の補助事業で、６月13日に県の説明会があり、申込み報告期限が７月５日までということでしたので、情報の提供を商工会、ＴＭＯ、仲町、たかな組合、内牧温泉大繁栄会等に発信して応募したところ、岡本酒店さんと阿部牧場さん以外に応募者がありませんでした。応募者が少なかった要因としては、この事業をやった後の雇用関係がありますので、応募者が少なかったと思われます。

問　地域振興対策費のエコツーリズムセンター・仮称・実施設計業務委託料とは、具体的にどういうものなのか。

答　はな阿蘇美の前と、水辺公園の間に環境省が草原学習センターを建設される予定です。その隣接地に付随施設としてエコツーリズムセンターを計画しています。素案ですが、総面積７７５４㎡、木造平屋建て、約２００坪くらいの床面積で計画しています。用途としては、事務室、情報室、多目的広場、倉庫を計画しています。

　このような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第97号　阿蘇市道路線の廃止について
議案第98号　阿蘇市道路線の認定について
（関連の為一括議題）

補足　阿蘇中学校線を廃止して、新たに路線の認定をお願いするものです。路線名は旧阿蘇中学校線と市立病院線という2路線です。

問　まだ買収もできていない計画の時点で市道認定ができるのか。

答　道路法上、道路認定はできます。道路の路線名もないのに用地買収に係ることも出来ないことから、まず、道路認定をして、認定に基づき測量設計をして、用地買収が終わりましたら分筆登記をして、道路台帳に載せるということになります。

問　路線認定により新たな道が今後できることになるが、地権者と用地交渉は１００％できているのか。地権者側は、ある程度納得されているのか。

答　この路線に決めた時点で、地権者にはお話をしております。

問　来年４月には病院が開院する。出来るだけ早く道路を完成してもらいたいが、新たな市道の車道幅はどれくらいになるのか。

答　車道３ｍ、３ｍの対面通行です。歩道が２ｍ。なお、地元の区長さんの要望で、保護路肩の方に植樹帯を設けて欲しいとの要望がありましたので、植樹帯を１ｍから１ｍ50㎝確保しようという計画があります。

意見　道路の完成時期は、病院の開院に間に合わない。これから用地の場所、幅を算出して交渉に入ることになる。中央病院の取り付け道路を執行部が努力して急がれていることは分かるが、基本的には施設を造る前に取り付け道路を完成させておくのが常識である。

答　取り付け道路は警察や国土交通省との協議が必要です。今回、病院建設に伴う用地が先に決まった関係で、その用地の道路をこれから造っていく形になりました。

意見　当初は57号線から簡単には入れるだろうという予測だったと思うが、警察協議等により、新しい道路の建設問題が生じてきたと思う。建設課の皆さんは大変だという事は理解しているが、皆さんは専門家なのだから、病院建設と併せて、スピード感を持って事業推進に当たっていただきたい。

　このような審議を経た結果、この２件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第１号　平成24年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

住環境課所管分

問　合併処理浄化槽設置整備事業の成果として、24年度は91基設置して３１４人分の生活排水による水質汚濁が防止され改善されたとのことだが、合併浄化槽がない世帯、要するに生活排水を水路等に流し続けている世帯は、どれくらい残っているのか。

答　下水道と合併浄化槽によって６割程度が整備されていると思います。

意見　このくらいのテンポでは阿蘇市の家庭排水を限りなくゼロに近づけるのは困難である。阿蘇の人口密集地には下水道事業に相当な金額が一般会計から繰り出されているが、それ以外の地域は生活雑排水が放置されている状況にある。生活雑排水を限りなく減らしていく事が重要である。

答　当初予算で４７００万円計上しましたが、県の内示が予定していた分の７割程度でした。次年度以降、なるべく要望額を多くして推進に努めて行きたいと思っていますが、国・県補助の裏付けがないと難しい部分もありますので、財政課と協議して進めていきたいと思います。

問　住宅建て替えをするとき、合併浄化槽の位置が悪いので付け替えようとする場合、補助はあるのか。また、単独槽を合併浄化槽に付け替える場合はどうなのか。

答　補助事業で設置したものを移設するのであれば、補助対象にはなりません。単独槽を合併浄化槽に付け替えるのであれば、補助の対象になります。

問　公営住宅災害復旧事業は、執行部の方で大変努力された結果、新築住宅のようになったと、入居者の方も大変喜んでおられる。しかし、小里住宅は１棟４世帯という中で１世帯しか残っていない所が目立っており、住んでない所が大多数という状況にある。今度、新しく住宅が建設されるが、災害で改修した住宅の入居者については、その転居の対象になるのか。

答　建て替え対象団地であれば優先的に移転の対象となります。希望されれば早めに移転していただきたいと思っています。

農政課所管分

問　草千里ヶ浜池環境調査事業は、環境庁や文化庁との協議が必要とのことだが、スピード感を持って対処

していただきたいと思う。調査の結果、浸透性が高いのであれば、U字溝からの水の取り入れを検討してはどうか。

答 24年度に調査をした結果、推定される要因としては、池の中を牛馬が踏み込むことで水を溜めることが出来るのではないかということです。このため、トラクター等の機械でやろうとすると、環境省の許可が必要となります。また、今年の3月27日に米塚及び草千里ヶ浜が国の名勝及び天然記念物の指定を受けており、この関係で文化庁の厳しい指定がかかり、文化庁と協議をしているところです。それと、世界ジオパークの国内候補ということで来年申請を目指しており、草千里のシンボル的な池に人工的な手を加えて水を溜めていいのかという議論が出てきています。協議は進めていますが、非常に微妙な状況です。

意見 有害鳥獣対策事業は、対策事業に参加した人の狩猟税の50％が免除されるようになり、非常に成果が出ている。しかし、天草地方辺りでは狩猟免許を取るのにも補助しており、阿蘇市は他市町村との均衡を図りながら狩猟者の育成をしてもらいたい。

答 県補助金が少ない中、各市町村でも単独で金を支出して取り組んでいますが、有害鳥獣の絶対数が減っていません。他市町村と連携してやっていきたいと思っています。

観光まちづくり課所管分

意見 温泉センター・夢の湯管理事業は収支が1217万円の赤字である。福祉温泉的な意味合いは分かるが、利用者負担の原則に立って200円を300円にするなど、近隣の公的温泉を調査して、経営の改善をお願いしたい。

問 ASO田園空間博物館総合案内所施設管理運営の件だが、理事の報酬が非常に高い。非常勤でありながら20万円から30万円の月額報酬を受けていると聞いている。実際はどうなのか。

答 非常勤でそれだけの月額報酬が出ているのは、統括責任者だけだと思います。NPO法人の道の駅阿蘇の統括責任者の件については、契約がNPO法人田園空間博物館との契約です。契約書はNPO法人が保管していますので、報酬額について詳細は分からないとのことでした。

意見 これは、かなり詳しい人からの情報であり、理事とはいえ非常勤でありながら高額な報酬を受けていると聞いている。是非、調査していただきたい。

答 もう少し調査をして、市として答えられる部分がありましたら、その時点で話せる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

問 阿蘇駅周辺再開発事業・休憩公園整備について、その後、噴水前の看板はどうなったのか。市としての対応はどうしているのか。

答 看板の件は、今までに3回、土地所有者とお会いして、交渉しています。車が左折するのに邪魔になるので、一番右側の看板だけは本人の了解を得て撤去しました。残りの看板については、交渉ができていないところです。こちらも根気強く解決に当たっていきたいと思っています。

　このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号　平成24年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

問 下水道処理場の所の黒川は、この前の大雨でかなり水位が上がったが、水がオーバーした時には下水道の処理が出来なくならないのか。黒川の水位の上がり加減は影響があるのか。

答 放流口の高さまで水位が上がってきた場合は、放流口を止めて、施設内で貯留できるようになっていますので、処理ができなくなるという事はありません。

問 元黒川地区の下水道普及整備等が実施されているが、あとどれくらい未整備地域があるのか。

答 下水道は都市計画事業でやっており、認可事業です。一応、28年度まで認可を取っている地域は元黒川地区、南黒川地区、乙姫のハイランド辺りです。元黒川地域については、57号線より北側が大体終わっていますので、今年度中に残りの部分と、南黒川の一部に入っていきます。全体計画になると、より広くなりますが、28年度までの認可事業の残りとしては、南黒川と乙姫の地域だけということになります。

問 今後、新たに認可区域を設定する考えがあるのか。

答 今現在、全体計画の53％が済んでいます。区域拡大については、費用対効果が出るよう慎重に検討してまいります。

　このような審議を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

陳情第2号　阿蘇いこいの村民営化に関する陳情書について

本陳情の3つの要求項目は、まず、経営移譲の説明が十分になされていないこと、次に、経営移譲の延期をすること、3点目は、前料理長から理不尽な扱いを受けたので、これを調査することです。

審議員の説明　阿蘇いこいの村の民間経営移譲に関する経過報告。

8月10日に佐藤市長が職員のほぼ全員に再雇用等の説明を行ない、同日付でアグリスクエアから確約書が提出される。

次に、8月31日に継続雇用確約書に関する要望書が支配人から提出される。

それに対して、9月4日に要望書の回答がアグリスクエアから提出される。この中で、職員が就業規則を順守する限り社員の身分は保証することや、給与等の保障が示されている。

また、5月24日には阿蘇いこいの村理事会で民営化の進捗状況を報告し、このとき、市長が職員代表の支配人に意見を求め、支配人より『組織の決定に従う』旨の回答を得ている。

更には、7月24日、正式にアグリスクエアに決まった後、阿蘇いこいの村理事会で事業廃止等の3議案を承認、このとき、市長が職員代表の支配人に意見を求めたところ、支配人より『応募の範囲を広げて欲しかった。しかしながら、組織の決定に従う』旨の回答があった。

問　前料理長を再雇用しないで欲しいとの要望については。

答　8月10日、市長が再雇用について職員に説明をされたときに、『皆さん方の不信感があるなら、決してそういうことはさせません』と確約されています。

以上の報告と説明を受け、協議をした結果、本陳情につきましては採択又は不採択にすることが適当でないことから、『保留』にすべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

議会広報委員会からお詫びと訂正

平成25年8月発行　議会だより「かるでら」第31号において、記載間違いがありましたので、お詫びと訂正申し上げます。

市政を問う（一般質問）P15上段、森元秀一議員の質問、PM2・5に関する質問「今後の市民に対しての情報提供は、管理体制は。」に対する阿部住環境課長の答弁「来年早々に、県の担当者・・・」とありましたが、

「来月早々に、県の担当者が説明に来ますので、管理体制及び早期設置については、重々お願いします。今後は阿蘇地域の詳しい情報が入りますので、市民に対する周知という部分の強化を図っていきます。」の誤りでした。

来年と来月では、相当意味合いが変わってまいります。誠に申し訳ありませんでした。

今後、このような事のないよう十分注意して議会だよりの制作にあたります。また、別途書面でのお詫びも検討しましたが、次号の議会だよりに掲載することになり、3ヶ月も遅くなったこと、併せてお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

議会広報特別委員会